

いわき市重層的支援体制整備事業 実施計画

令和7年4月

令和7年10月一部改定

1 計画策定の背景と趣旨

これまでの福祉制度は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、専門的支援体制の構築を進めてきました。

しかしながら、近年、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050 問題」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えて、これらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっています。

このような中、国においては、社会福祉法の改正により、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行しました。

これを受け、本市では、令和4年度から移行準備事業に着手し、令和7年度から「重層的支援体制整備事業」を本格実施することとしました。

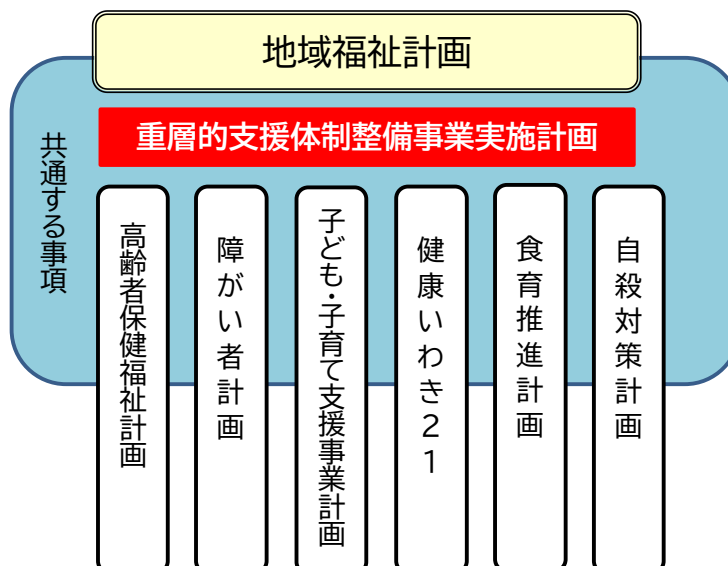
2 実施計画の位置づけと期間について

(1) 実施計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5第1項の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。

また、同条第3項の規定により、いわき市地域福祉計画及び高齢、障がい、子育て、生活困窮などの様々な保健福祉分野の法定計画との整合性を図ります。

【計画の位置づけイメージ】



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和8年度の2年間とします。

なお、以降は、次期いわき市地域福祉計画と一体的な策定を予定します。

3 重層的支援体制の枠組み

高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野で行われている既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築するため、「相談支援（属性を問わない相談支援）」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」の新たな機能を強化し、これらの事業を一体的に実施します。

【重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援】

(1) 属性を問わない相談支援

本人や世帯の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

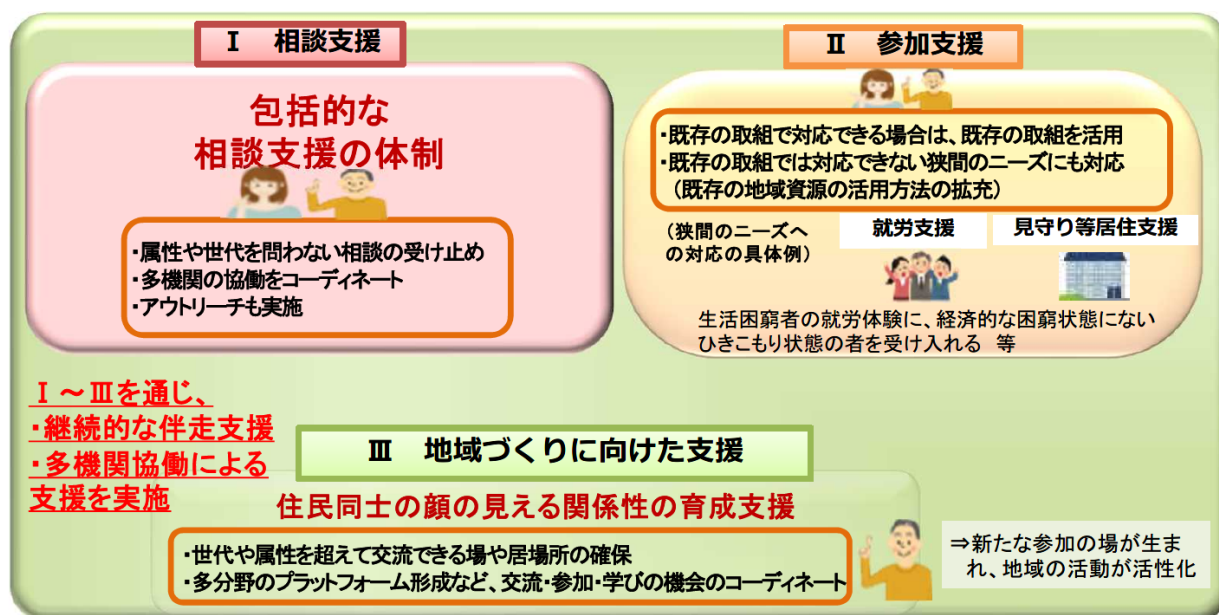
(2) 参加支援

本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを回復するための支援

(3) 地域づくりに向けた支援

地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

重層的支援体制整備事業の全体像



4 実施内容及び実施体制

(1) 包括的相談支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号）

市独自に設置している市内 7 か所の地区保健福祉センターを中核に、高齢・障がい・子育て・生活困窮の各分野の既存の相談支援機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。

事業名	設置機関等名称	設置数等	運営方法	主な支援対象	所管課
福祉事務所	地区保健福祉センター	7か所	直営	市民全般	保健福祉課
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター☆	7か所 (サブセンター2)	委託	高齢者	地域包括ケア推進課
相談支援事業	基幹相談支援センター	1か所	委託	障がい者	障がい福祉課
	障がい者相談支援センター☆	5か所	委託	障がい者	障がい福祉課
利用者支援事業	子育てコンシェルジュ	7か所	直営	子育て世帯等	こども政策課
(こども家庭センター★に配置)	母子保健コンシェルジュ	7か所	直営	妊産婦や子育て世帯等	こども家庭課
	子ども家庭支援員	3か所	直営	妊産婦や子育て世帯等	こども家庭課
生活困窮者自立相談支援事業	いわき市生活・就労支援センター	1か所	委託	生活困窮者等	保健福祉課
	生活保護面接相談員★	5か所	直営	生活困窮者等	保健福祉課

☆印については地区保健福祉センターに併設しています

★印については地区保健福祉センター内に配置しています

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

地区保健福祉センターには、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の有資格者をはじめ、社会福祉主事任用資格を持つケースワーカーを配置しています。地区保健福祉センターではこれまでも訪問による支援を行っていますが、制度の狭間にある方や自ら支援を求めることが難しい方などの必要な支援が届いていないの方々に対する継続的支援を強化します。

また、潜在的な支援対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築し、広く地域の情報収集に努めます。

設置機関等名称	設置数等	運営方法	所管課
地区保健福祉センター	7か所	直営	保健福祉課

(3) 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び第 6 号）

包括化推進員として社会福祉士や保健師等の有資格者を配置し、包括的相談支援事業で把握した事例のうち、複雑化・複合化した課題を有し、様々な視点からの課題の解きほぐしや高度な支援技術が求められる事例に対する全体的なコーディネートを行います。

具体的には、事例のアセスメント、支援プランの作成、重層的支援会議等の開催、支援関係機関の役割分担や進捗管理を担い、支援事例を通じて社会資源の発掘や新たな施策展開の提言を行います。

また、地域の社会資源を有効活用できるよう「地域資源データベース管理システム」を導入し、地域資源を的確に把握し地域づくりに繋げていくとともに、地区保健福祉センターを中心とした関係機関との情報共有の効率化を図ります。

設置機関等名称	設置数等	運営方法	所管課
包括化推進員	1か所2名	直営	保健福祉課

(4) 参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）

既存の各制度における参加支援事業では支援が難しい方、様々な理由（ひきこもり、障がいの疑いがある、対人関係が苦手等）で社会とのつながりが希薄な方や経験の乏しい方などに対し、支援メニューのコーディネートや地域の社会資源とのマッチングにより、社会とのつながりを取り戻すための支援を行います。

また、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓を行い、個々の状況に即した多様な働く場を地域の中に広げていきます。

事業名	設置機関等名称	設置数等	運営方法	所管課
就労準備支援事業・ 認定就労訓練事業	地区保健福祉センター	7か所	直営	保健福祉課
	いわき市生活・就労支援センター	1か所	委託	保健福祉課
被保護者就労支援事業	生活保護就労支援員★	5か所	直営	保健福祉課

★印については地区保健福祉センター内に配置しています

(5) 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

高齢・障がい・子育て・生活困窮の各分野の専門性を担保し既存事業を活かしながら、新たな支援ニーズに対応できるよう、世代や属性を超えて交流できる場の整備や仕組みづくりを行います。

事業名	市事業名等	運営方法	事業概要	所管課
地域介護予防支援事業	つどいの場創出支援事業 （シルバーリハビリ体操）	直営 ＋ 委託 ＋ 補助	①介護予防の地域拠点となる「つどいの場」の創出支援として、高齢者を主とした住民主体の活動に対し活動費の一部を助成する。またその活動をサポートするコーディネーターを配置する。 ②市民が地域で気軽に介護予防に取り組めるようシルバーリハビリ体操の周知や、体操教室への指導士の派遣及び指導士の養成を行う。	地域包括ケア推進課
	いきいきシニアボランティアポイント事業	直営	高齢者の自主的な介護予防活動及び地域福祉活動を積極的に奨励・支援するため、市の指定するボランティア活動に参加した高齢者にポイントを付与し、当該ポイントを商品等に還元することで、高齢者の社会参画等を促進する。	地域包括ケア推進課
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業 （住民支え合い活動づくり事業）	委託	高齢者、障がい者、子育て世代、子ども等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域住民や企業団体など多様な主体による生活支援の創出を働きかけ、支え合いの地域づくりを推進する。 この事業のため、市内 7 か所に生活支援コーディネーターを配置する。	地域包括ケア推進課
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター運営事業	委託	地域の実情に応じて創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者の地域生活支援の促進を図る。	障がい福祉課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業	直営 ＋ 委託	子育て親子が気軽に、自由に利用できる交流の場を作り、子育てに関する悩みや不安等の相談に応じたり、情報提供などを行う。	こども政策課
	子育てサポートセンタープレイルーム運営事業	直営	子育ての不安や悩みに対応し、その軽減解消を行うとともに、各関係機関と連携しながら、地域における子育て支援機能の充実強化を図る。	こども家庭課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	いわき市生活困窮者支援官民連携プラットフォーム	直営	フードバンクやこども食堂、居場所づくりなどの地域で生活困窮者支援に取り組む団体や支援関係機関を対象としたプラットフォームを設置し、顔の見える緩やかなヨコのつながりを築くことで地域のセーフティネットの強化を図る。	保健福祉課

5 関係機関等の連携体制の構築

市で重層的支援体制整備事業を実施するにあたり、次の会議を適宜開催します。

(1) 重層的支援会議

①位置づけ	包括的相談支援事業やアウトリーチ等事業などで把握した要支援者に対し支援を検討する会議のうち、支援関係機関間の個人情報の共有について、本人の同意が得られている事例を取り扱う会議。
②会議内容	○プランの適切性の協議 多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。 ○プラン終結時の評価 多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。 ○社会資源の把握と開発に向けた検討 個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。
③構成員	市関係各課、支援関係機関、その他必要に応じて地域の団体や関係者等

(2) 支援会議

①位置づけ	社会福祉法第 106 条の 6 に規定された会議。本人の同意がない場合において、情報共有に基づく支援の検討等を行う。
②会議内容	会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能にすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。
③構成員	市関係各課、支援関係機関、その他必要に応じて地域の団体や関係者等

(3) 庁内連携会議

庁内横断的な取組みを推進するため、福祉分野に加えて、子ども分野など関係部署で構成する「庁内連携会議」を設置し、庁内連携が必要な事項について、情報の共有を図るとともに、多様な地域課題に対して各分野が連携し、具体的な取組み等の検討を行います。